

未来へ
つづけ!

磐田市 みんなが主役の まちづくり条例



さあ、はじめよう!

私たちのまち磐田をより良くするために、一人ひとりができることから始めましょう。 あなたの一歩が、まちを変える大きな力 になります。

みんなで協力し、人と人とのつながりに喜びを感じられる、多様性を受け入れた持続可能なまちをつくっていきましょう!

学び・ボランティア・団体の情報はこちら

学び(ここからラボ)

(磐田市役所)



学び(交流センター講座)

(磐田市役所)



ボランティア

(磐田市社会福祉協議会)
(磐田市市民活動センター)



市民活動

(磐田市市民活動センター)



自治会

(磐田市自治会連合会)



地域づくり協議会

(磐田市役所)



NPO

(磐田市役所)



コミュニティづくり

(静岡県コミュニティづくり推進協議会)



はじめに

この冊子は、「磐田市みんなが主役のまちづくり条例」の概要をまとめました。

私たちの住む磐田をより良いまちにするために、一人ひとりが主役となって協力しましょう。

磐田市の特徴 (条例前文)

- 900基以上の古墳が現存し、遠江国分寺と遠江国府が置かれた歴史と文化が息づくまち
- スポーツが盛んで、世界で活躍する選手を輩出するまち



条例についての詳細は、市ホームページに掲載されています。(ページ番号1001677)
リンク先の「解説書(PDF)」も一緒にご覧ください。
https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kurashi_tetsuzuki/chiiki_kouryuu/kyoudou_machizukuri/1001677.html

市ホームページ

第1条 条例の目的・第3条 基本理念

目的 市民自治によるまちづくりを推進し、より良い地域社会を実現すること

■ 条例はなぜ必要？

- ・時代の移り変わりとともに、まちの環境や市民の暮らしは大きく変化し、新たな社会問題や課題が生まれています。そのような中でも、私たちは、このまちの自然・歴史・文化をはじめ、心豊かに暮らせる環境や風土を、未来を担う子どもたちへ引き継がなければなりません。
- ・「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、一人ひとりが主役となって地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる、多様性を受け入れた持続可能な地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。
- ・私たちは、まちづくりに必要な基本的な考え方を次のように決めました。

私たちは、

基本理念

- ・市民活動に関心を持ち、まちづくりに参加します。
- ・互いの活動目的を理解し、主体性を尊重します。
- ・私たちの役割を理解し、協働します。
- ・互いに必要な情報を提供し、共有します。

■ 市民自治によるまちづくりとは？

- ・一人ひとりが主体的に活動し、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことです。
- ・まちづくりは、誰かがやってくれるものではなく、私たちみんなで行うものです。
- ・私たち一人ひとりの役割を理解し、対話を重ねながらまちづくりを進めていきましょう。

第4条～第9条 私たちの役割

市民	地域の一員として、まちづくりに参加・協力します。
地域づくり協議会	地域の課題解決と魅力の向上に努め、まちづくりを主体的に行います。
自治会	住民同士の助け合いや交流を深め、地域の課題解決に取り組めます。
市民活動団体	専門性を生かし、市民活動を推進します。
事業者	社会的責任に基づき、地域に貢献します。
市	市民自治によるまちづくりを推進します。



- ・この条例は、理念条例です。
- ・まちづくりの基本的な考え方や方向性を示すもので、具体的なルールや数値を決めるものではありません。



第10条 市の施策

市は、次の施策を掲げ、市民自治によるまちづくりを推進します。

市は、

- ・「市民自治によるまちづくり」の意識醸成と啓発
 - ・相談窓口の充実と活動機会の提供
 - ・情報交換、評価の仕組み、市民参加の仕組みづくり
 - ・まちづくりを担う人材の育成
 - ・まちづくり活動の財政支援
 - ・まちづくり活動を行う拠点の支援
- その他市民自治によるまちづくりに必要なことを推進します。



- ・市は対話によるまちづくりを推進しています。
- ・誰もが気軽にまちづくりに参加できる対話の場をつくれます。
- ・対話の場づくりを支援するファシリテーターを育成します。



第11条 人材の確保と育成

私たち各団体は、地域で活躍する仲間を増やす活動に取り組めます。

私たちは、

- ・主体的に活動し、やりがいや喜びを発信します。
- ・市民が地域活動に参加しやすいよう、透明性の高い運営を行います。
- ・市民が参加しやすい雰囲気と機会をつくれます。
- ・子ども、若者、女性の社会参加を推進します。
- ・活動に参加していただいた方同士の交流を促進します。



第12条 磐田市みんなが主役のまちづくり委員会

委員会の役割	市民自治によるまちづくりの推進について調査、審議します。 市長に意見を述べるすることができます。
委員会の構成	12人以内のメンバー 市民や有識者などが参加し、まちづくりについて意見を出し合います。